

小中一貫教育推進事業実施要綱

制 定 平成 27 年 3 月 4 日 教指主第 788 号 (教育長決裁)
最近改定 令和 2 年 3 月 31 日 教課程第 976 号 (教育長決裁)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、市内全ての小中学校及び義務教育学校における義務教育 9 年間の一貫したカリキュラム・マネジメントによる連続性・系統性のある教育（以下、「小中一貫教育」という。）により、未来社会に生きる子どもたちに必要な資質・能力の育成を図るための取組を推進するため、必要な事項を定める。

(小中一貫教育推進ブロック)

第 2 条 小中一貫教育の取組を推進するため、中学校区を基本とした小中学校により、小中一貫教育推進ブロック（以下、「ブロック」という。）を構成する。

- 2 各ブロックに幹事校を設置し、第 5 条に示す取組の推進を担う教員（以下、「小中一貫教育推進担当者」という。）を置く。
- 3 ブロックの構成、幹事校及び小中一貫教育推進担当者は、毎年度関係校が協議の上決定し、教育委員会事務局（以下、「事務局」という。）に報告する。

(義務教育学校)

第 3 条 次に示す取組を目的として、義務教育学校を設置する。

- (1) 小中一貫教育のモデル校として、より先進な小中一貫教育の研究・実践と、その成果の発信
- (2) 義務教育学校制度の特例を活かした、横浜の教育課題についての研究・実践と、その成果の発信
- (3) これらの取組等による横浜市全体の小中一貫教育の充実・発展

(中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校)

第 4 条 第 5 条に示す取組を行うとともに、学校らしさやブロックらしさを生かした義務教育学校に準じた取組を行うブロックの構成校を、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校とする。

(ブロック及び義務教育学校における取組)

第 5 条 ブロック及び義務教育学校（以下、「ブロック等」という。）は、9 年間で育成を目指す資質・能力を育む視点を持って、次に示す取組を行う。

- (1) 「9 年間で育てる子ども像」の共有
- (2) 小中一貫カリキュラムの編成・実施・評価・改善の推進
- (3) 小中合同授業研究会
- (4) 小中学校での合同行事の実施等による児童生徒の交流活動
- (5) その他ブロック等の特性に応じた取組

(横浜型小中一貫教育推進協議会)

第6条 事務局は、ブロック等による実践報告及び情報交換を行い、小中一貫教育の推進に資するため、小中一貫教育推進協議会を開催する。

第7条 その他、必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。